地方交付税交付金等

令和2年度における地方交付税交付金等の予算現額は

歳出予算額 16,256,243,600千円

· 当初予算額 15,809,261,600千円

予算補正追加額 2,658,819,000千円

▶ 予算補正修正減少額 2,211,837,000 千円 √

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 16,256,243,600千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事	項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不	用	額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付	†税交付金	16,030,634,600	16,030,634,600	16,030,634,600	_			_	100
地方特	例交付金	225,609,000	225,609,000	225,609,000	_			_	100
	計	16,256,243,600	16,256,243,600	16,256,243,600	_			_	100

また、平成28年度から令和2年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

					(1 I— 1 1 17
事項	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度
地方交付税交付金	15,215,974,500	15,434,303,800	15,871,381,000	15,564,169,600	16,030,634,600
地方特例交付金	123,300,000	132,800,000	154,400,000	468,270,824	225,609,000
地方特例交付金交付税 及び譲与税配付金特別 会計へ繰入	123,300,000	132,800,000	154,400,000	199,082,000	225,609,000
子ども・子育て支援臨時交付金交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	_	_	_	269,188,824	_
計	15,339,274,500	15,567,103,800	16,025,781,000	16,032,440,424	16,256,243,600

1 地方交付税交付金

(I) 決算の概要

令和2年度における地方交付税交付金の予算現額は

歳出予算額 16,030,634,600千円

当初予算額 15,608,534,600千円 \

予算補正追加額 2,633,937,000千円

〇子算補正修正減少額 2,211,837,000千円

であり、予算補正追加額は、所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し減少する額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の50、消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の19.5並びに交付税及び譲与税配付金特別会計に係る地方

法人税の収入が当初見込みに比し減少する額に相当する金額の合算額を補塡するため、令和2年度の特例加算額2,633,937,000千円に相当する地方交付税交付金財源を繰り入れるための交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し減少する額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の50並びに消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の50並びに消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の19.5に相当する金額の合算額の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は

16,030,634,600千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

									, I I—	1 1 4/
事	項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不	用	額	歳出予算 に対する 済歳出額 合	る支出
地方交色	寸税交付金	16,030,634,600	16,030,634,600	16,030,634,600	_			_		100

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

この経費は、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入額の100分の50 並びに消費税の収入額の100分の19.5に相当する額の合算額等を、地方団体が等しくその行うべ き事務を遂行することができるように地方交付税交付金として地方団体へ交付するため、交付税 及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

本年度において、地方交付税交付金の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた金額は16,030,634,600千円であり、その内訳を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

					(半江	1 17/
区	分			金	額	
地方交付税交付金	差		16,030,634	,600		
所 得 税(2 年	度収入見	込 額)×	$\frac{33.1}{100}$		(18,496,000 6,122,176	
法 人 税(")×	$\frac{33.1}{100}$		(8,041,000 2,661,571	
酒 税(")×	<u>50</u> 100		(1,143,000 571,500	
消費税(")×	$\frac{19.5}{100}$		(19,273,000 3,758,235	
	小 計				(46,953,000 13,113,482	
	過年度精算額	į		Δ	235,484	,400
2年月	度の特例加算		3,152,637	,000		

(注) 上段()書きは、国税収入見込額である。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方交付税交付金に必要な経費及び東日本大 震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費は、総額で16,988,952,207千円となった。(「交付 税及び譲与税配付金特別会計」の項参照) また、令和2年度における所得税、法人税、酒税及び消費税に係る地方交付税交付金については、それぞれの税の収入見込額を基礎として算出しているが、収入実績額を基礎として算出した額(14,726,706,801千円)が交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた額(13,113,482,000千円)を1,613,224,801千円上回ることとなった。この額は、「地方交付税法」(昭25法211)第6条第2項の規定により後年度の地方交付税交付金を増額することにより精算することとなる。

所得税、法人税、酒税及び消費税に係る地方交付税交付金を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

区		分	収入見込額	収入実績額	収入見込額を 基礎として計 算した額	収入実績額を 基礎として計 算した額	差引額
			(A)	(B)	(C)	(D)	(D)— (C)
所	得	税	18,496,000,000	19,189,790,071	$(A \times 0.331)$ 6,122,176,000	$(B \times 0.331)$ 6,351,820,513	229,644,513
法	人	税	8,041,000,000	11,234,625,999	$(A \times 0.331)$ 2,661,571,000	$(B \times 0.331)$ 3,718,661,205	1,057,090,205
酒		税	1,143,000,000	1,133,617,250	$(A \times 0.5)$ 571,500,000	$(B \times 0.5)$ 566,808,625	△ 4,691,374
消	費	税	19,273,000,000	20,971,366,445	$(A \times 0.195)$ 3,758,235,000	$(B \times 0.195)$ 4,089,416,456	331,181,456
	計		46,953,000,000	52,529,399,766	13,113,482,000	14,726,706,801	1,613,224,801

2 地方特例交付金

(I) 決算の概要

令和2年度における地方特例交付金の予算現額は

 歳出予算額
 225,609,000 千円

 当初予算額
 200,727,000 千円

 予算補正追加額
 24,882,000 千円

であり、予算補正追加額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において実施される自動 車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の期限の延長に伴う地方公共団体の令 和2年度の減収を補塡するための自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交 付金の財源の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに必要な経費を補正追加したもので

この予算現額に対し

ある。

支出済歳出額は 225,609,000千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事	項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不	用	額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方特	例交付金	225,609,000	225,609,000	225,609,000	_				100

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

この経費は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額並びに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補塡するために交付する地方特例交付金を地方公

共団体に交付するため、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるために要した経費である。

本年度において、地方特例交付金の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた金額は、225,609,000千円である。(「交付税及び譲与税配付金特別会計」の項参照)